

## 令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃上げ・物価上昇の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等への事業継続に向けた支援として、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする（支援金の支給対象事業者）

第2条 支援金の支給の対象とする者は、市内に所在し、次の要件を全て満たす医療機関等を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和8年1月1日以前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定を受けていること。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する「病院」は除く。
- (2) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であること。

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、別表の支給単価をもとに算出した賃上げ分支援金支給額及び物価上昇分支援金支給額を合算した額とする。

(賃上げ分支援金の対象者)

第4条 賃上げ分支援金の対象とする者は、支給対象事業者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）とし、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 支給対象事業者の管理者
- (2) 支給対象事業者を開設する法人の理事長又は個人事業主

(賃上げの取組)

第5条 支給対象事業者は、賃上げ分支援金を、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大することに活用するものとする。

2 賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することに活用することができるものとする。ただし、その場合は令和8年4月から5月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員

に対して令和8年6月1日から行わなければならない。

(支援金支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 神奈川県医療機関等賃上・物価支援金支給要綱(令和8年2月17日施行)

第9条に規定する交付決定通知の写し

(2) 振込口座の通帳の写し等、振込口座が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金を支給すべきと決定をした場合は令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給すべきでないとした場合は令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、支給対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給すべきと決定した場合は、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給決定取消通知書(第4号様式)により支援金の支給決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象者に対し報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（届出事項）

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名又は法人名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （令和8年月日告示第号）

この告示は、公表の日から施行する。